

広島県告示第三百十八号

昭和五十三年広島県告示第五十八号（振動の規制に関する定め）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号、第二号及び第四号の1中「市町」を「町」に改める。

別表中「市町名」を「町名」に、同表「竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、安芸郡府中町」を「安芸郡府中町」に改め、同表安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、山県郡安芸太田町及び同郡北広島町の部第一種区域の項中「（三原市の区域のうち本郷町の地域、東広島市の区域のうち黒瀬町及び安芸津町の地域並びに安芸高田市の区域のうち吉田町の地域を除く。）」及び「三原市の区域のうち本郷町、久井町及び大和町の地域、尾道市の区域のうち向島町及び瀬戸田町の地域、府中市の区域のうち上下町の地域、三次市の区域のうち甲奴町、君田町、布野町、作木町、吉舎町及び三和町の地域、庄原市の区域のうち西城町、高野町、比和町及び総領町の地域、東広島市の区域のうち黒瀬町、福富町、豊栄町及び安芸津町の地域、廿日市市の区域のうち永原、峠、友田、河津原及び津田の地域、安芸高田市の区域のうち吉田町、八千代町、甲田町及び向原町の地域並びに」を削り、同部第二種区域の項中「三原市の区域のうち本郷町及び大和町の地域、尾道市の区域のうち向島町及び瀬戸田町の地域、府中市の区域のうち上下町の地域、三次市の区域のうち吉舎町の地域、庄原市の区域のうち西城町、高野町及び比和町の地域、東広島市の区域のうち黒瀬町、福富町及び安芸津町の地域、廿日市市の区域のうち永原、友田、河津原及び津田の地域、安芸高田市の区域のうち吉田町、八千代町及び向原町の地域並びに北広島町の区域のうち下石、志路原、中原、戸谷、都志見、阿坂、今吉田及び吉木の地域を除く。」及び「三原市の区域のうち本郷町及び大和町の地域、尾道市の区域のうち向島町及び瀬戸田町の地域、府中市の区域のうち上下町の地域、東広島市の区域のうち黒瀬町及び安芸津町の地域、廿日市市の区域のうち峠の地域並びに安芸高田市の区域のうち吉田町及び向原町の地域」を削る。